

第 10 回テンサイシストセンチュウ対策検討会議 (令和 5 年 12 月 14 日)

本会議を書面方式により開催し、国内で確認されているテンサイシストセンチュウ (Hs) について、本年度の防除対策の実施状況と追加の Hs の検出状況等を報告した上で今後の対応を検討した結果、以下のとおり対応することが妥当とされた。

1. 令和 5 年度の防除対策等の状況

- (1) Hs の緊急防除については、長野県の一部地域を防除区域に指定した上で、令和 5 年度末 (令和 6 年 3 月 31 日) までを実施期間とし、Hs 発生ほ場における土壌消毒等の防除対策に取り組んでいるところ。
- (2) 令和 5 年度においても、Hs 発生ほ場においては、Hs 密度を低減するための防除として、D-D 剤による土壌消毒を実施。また、防除実施後には、防除効果を確認するため、Hs 密度が検出限界以下となったことを確認するための土壌調査を実施。
- (3) 当該調査は、現時点も継続中であるものの、既に結果が判明している範囲内では、防除後においても Hs が確認されたほ場があることを確認。このため、当該ほ場ではあらためて土壌消毒を実施する必要。
- (4) 一方で、現地では、気温・地温の低下に伴い土壌消毒の効果が見込まれないことから、当該ほ場において本年度中に再度土壌消毒を実施することは困難な状況。
このため、当該ほ場では、地温が上昇する来春以降に、あらためて土壌消毒を実施する予定。

2. 今後の対応

- (1) 1. の状況に鑑み、令和 6 年度以降においても、Hs 発生ほ場における土壌消毒等の防除対策を継続して実施する必要があるため、緊急防除の実施期間を延長する。
- (2) 延長する実施期間については、これまでに実施した防除において検出

限界以下まで密度が下がるまでに3年かかるケースが確認されていることを踏まえ、今年度の防除の実施後においてもHsが検出されたほ場を検出限界以下まで防除するためには、さらに2年を要すると見込まれることから、2年間延長（令和8年3月末まで）とする。

- （3）次年度以降の対策の詳細等については、本年度に実施した調査や防除の結果を踏まえ検討する必要があるため、それらの結果が判明する2月下旬以降に、次回の検討会議を開催し検討する。